

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小樽市長

## 公表日

令和5年4月3日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





システム4	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 宛名情報等の管理機能 宛名情報等を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能</p> <p>2. 既存システムとの連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能</p> <p>3. 宛名番号付番機能 統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する機能、また、各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し各事務システム及び中間サーバーに対し返却する機能</p> <p>4. 中間サーバーとの連携機能 中間サーバー、又は中間サーバー接続端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等      [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他（中間サーバー）</p>
システム5	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	<p>1. 既存システムとの連携機能 既存住民基本台帳システムから証明書情報を連携する機能</p> <p>2. コンビニ交付機能 証明書交付センターからの要求に応答して証明書自動応答を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他（ ）</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
<p>(1) 住民基本台帳ファイル</p> <p>(2) 本人確認情報ファイル</p> <p>(3) 送付先情報ファイル</p>	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(指定及び通知)</li> <li>・第16条(本人確認の措置)</li> <li>・第17条(個人番号カードの交付等)</li> </ul> <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第22条(転入届)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul>

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)  第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の3、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3、第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)  なし  (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活環境部 戸籍住民課
②所属長の役職名	戸籍住民課長
7. 他の評価実施機関	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除(死亡による削除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	法令に基づき住民基本台帳を作成し必要に応じて住民票に記載、消除又は修正すべきとされているため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号                      [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号                      [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)                      [    ] 連絡先(電話番号等)  [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  [    ] 国税関係情報                      [    ] 地方税関係情報                      [    ] 健康・医療関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報                      [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報                      [    ] 障害者福祉関係情報  [    ] 生活保護・社会福祉関係情報                      [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報  [    ] 雇用・労働関係情報                      [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報                      [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報  [    ] 災害関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 戸籍に関する情報、外国籍住民に関する情報、選挙に関する情報 )</li> </ul>
その妥当性	住基法第7条(住民票の記載事項)にて住民票に記載すべきものとなっている。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月
⑥事務担当部署	戸籍住民課、駅前サービスセンター、銭函サービスセンター、塩谷サービスセンター

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 保険年金課、介護保険課、こども福祉課、学校教育支援室 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体システム機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )								
③使用目的 ※	住基法に基づき住民基本台帳への記載を行う。								
④使用の主体	使用部署	戸籍住民課、駅前サービスセンター、銭函サービスセンター、塩谷サービスセンター							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳の記載 住民の転入、出生等の届出及び職権に基づき、新たに住民票を作成する。</li> <li>住民基本台帳の記載事項変更 住民の転居、婚姻、離婚等の届出及び職権に基づき、住民票の記載事項を変更する。</li> <li>住民基本台帳の消除 住民の転出、死亡等の届出及び職権に基づき、住民票を消除する。</li> <li>住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民の住民票記載事項を照会する。</li> <li>住民票の写し等の発行 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書等の各種帳票を発行する。</li> <li>庁内各課への情報提供 番号法で定められた事務において、本人確認により状況把握が必要になった際の情報提供を行う。</li> <li>住民基本台帳ネットワークシステム連携 本人確認情報の送信、個人番号の取得、符号の取得要求及び個人番号通知書送付先情報の送信、転出情報の送信を行う。</li> <li>情報提供ネットワークシステム連携 住民票関係情報の送信を行う。</li> </ol>								
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード又は個人番号通知書とその他本人確認書類で突合を行う。</li> <li>機構で新たに個人番号が生成された場合は、個人番号の要求時に提供を行っている住民票コードと突合を行う。</li> </ul>								
⑥使用開始日	平成27年10月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [ ] <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない ( 1 ) 件								
委託事項1	既存住基システムの運用保守								
①委託内容	既存住基システムの運用保守								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	日本電気株式会社北海道支社								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する [ ] <input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない							
	⑤再委託の許諾方法	委託先は、本業務の個人情報を取り扱う業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、個人情報を取り扱う業務の着手前に、書面により再委託する旨を申請し、その承認を得なければならない。							
	⑥再委託事項	既存住基システムの運用保守							

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 58 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 15 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号及び別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2
②提供先における用途	番号法別表第2に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報	住基法第7条第4号に規定する住民票関係の情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
移転先1	財政部 市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1
②移転先における用途	個人住民税事務、軽自動車税事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
移転先2	財政部 資産税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1
②移転先における用途	固定資産税事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先3</b>	財政部 納税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1
②移転先における用途	地方税収納管理・滞納整理事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満         ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 〇 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先4</b>	福祉保険部 保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1
②移転先における用途	国民健康保険関係事務、中国残留邦人等に対する一時金関係事務、特別障害給付金関係事務、後期高齢者医療制度関係事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満         ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 〇 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先5</b>	福祉保険部 介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1
②移転先における用途	介護保険関係事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満         ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 〇 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先6</b>	福祉保険部 保険収納課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1
②移転先における用途	国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納管理・滞納整理事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先7</b>	こども未来部 子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1
②移転先における用途	保育所入退所及び保育費負担金徴収事務、子どものための教育・保育給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先8</b>	こども未来部 こども福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1
②移転先における用途	助産施設における助産の実施に関する事務、母子生活支援施設における保護の実施に関する事務、児童扶養手当の支給に関する事務、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務、特別児童扶養手当の受付に関する事務、児童手当又は特例給付の支給に関する事務、福祉医療の助成に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先9</b>	こども未来部 こども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1
②移転先における用途	新生児の保健指導、妊産婦の保健指導、未熟児の訪問指導、妊娠届出事務、母子健康手帳交付事務、低体重児届出事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先10</b>	福祉保険部 福祉総合相談室
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1
②移転先における用途	養護老人ホーム措置事務、養護老人ホーム措置費負担金徴収事務、生活保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収、障害児福祉サービス支給関係事務、身体障害者手帳関係事務、特別障害者手当関係事務、自立支援給付関係事務、地域生活支援事業関係事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先11</b>	福祉保険部 生活支援第1課、生活支援第2課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1
②移転先における用途	生活保護関係事務、中国残留邦人関係事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先12</b>	建設部 建築住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1
②移転先における用途	公営住宅関係事務、改良住宅関係事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先13</b>	保健所 健康増進課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1
②移転先における用途	健康相談事務、訪問指導事務、保健指導、健康診査
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先14</b>	保健所 保健総務課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1
②移転先における用途	予防接種業務、健康増進事業、養育医療関係事務、感染症法による勧告及び公費負担事務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

移転先15	教育委員会 学校教育支援室
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1
②移転先における用途	要保護及び準要保護児童生徒医療費援助業務
③移転する情報	住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 〇 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<小樽市における措置> 特定個人情報は外部のデータセンターに設置したサーバー内に保管しており、サーバー室への入室を厳重に管理する。 サーバーへのアクセスは、ID/パスワードと静脈による二要素の認証を必要とするネットワークへのアクセスを経たのち、更に別のID/パスワードによる認証を必要とする。 <中間サーバー・プラットフォームにおける保管措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <中間サーバー・プラットフォームにおける消去措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※削除者を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内のすべての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供するため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月
⑥事務担当部署	戸籍住民課、駅前サービスセンター、銭函サービスセンター、塩谷サービスセンター

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 既存住基システム )								
③使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。								
④使用の主体	使用部署	戸籍住民課、駅前サービスセンター、銭函サービスセンター、塩谷サービスセンター							
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。</li> <li>・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。</li> <li>・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</li> <li>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。</li> </ul>							
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードを元に突合する。</li> <li>・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードを元に突合する。</li> </ul>							
⑥使用開始日	平成27年6月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> ( 1 ) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステム機器等保守業務								
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステム機器等保守業務								
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	日本電気株式会社北海道支社								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</li> <li>・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	戸籍住民課、駅前サービスセンター、銭函サービスセンター、塩谷サービスセンター

3. 特定個人情報の入手・使用							
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )						
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 既存住基システム )						
③使用目的 ※	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。						
④使用の主体	使用部署	戸籍住民課、駅前サービスセンター、銭函サービスセンター、塩谷サービスセンター					
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [ ] <table style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満						
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満						
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上						
⑤使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。						
情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。						
⑥使用開始日	平成27年10月5日						
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託							
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [ ] <選択肢> ( ) 1) 委託する 2) 委託しない ( ) 1) 件						
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステム機器等保守業務						
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステム機器等保守業務						
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [ ]           <選択肢> <table style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満						
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満						
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上						
③委託先名	日本電気株式会社北海道支社						
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [ ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない					
	⑤再委託の許諾方法						
	⑥再委託事項						

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)
②提供先における用途	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同じ。
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、サーバーへのアクセスは、生体認証を必要としている。
7. 備考	

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### (1) 住民基本台帳ファイル

1. 個人番号、2. 状態区分、3. カナ氏名、4. 漢字氏名、5. 生年月日、6. 年齢、7. 性別、8. 続柄、9. 世帯主氏名、10. 住民となった年月日、11. 住民となった日届出日、12. 住民となった事由、13. 住民票作成日、14. 住民票コード、15. 住所、16. 住所異動日、17. 住所届出日、18. 住所事由、19. 備考、20. 本籍、21. 筆頭者名、22. 前住所、23. 転出予定地、24. 転出予定地異動日、25. 転出予定地異動日届出日、26. 転出予定地異動事由、27. 転出確定地、28. 転出確定地異動日、29. 転出確定地異動届出日、30. 転出確定事由、31. 国民健康保険記号番号、32. 国民健康保険取得日、33. 国民健康保険喪失日、34. 国民健康保険退職区分、35. 国民健康保険該当、36. 国民健康保険非該当、37. 選挙人名簿有無、38. 国民年金基礎年金番号、39. 国民年金種別、40. 国民年金取得日、41. 国民年金種別変更、42. 国民年金喪失日、43. 児童手当支給開始、44. 児童手当支給終了、45. 介護保険番号、46. 介護保険取得日、47. 介護保険喪失日、48. 後期高齢番号、49. 後期高齢取得、50. 後期高齢喪失、51. 住民基本台帳カード使用状態、52. 印鑑登録登録番号、53. 印鑑登録登録年月日、54. 印鑑登録抹消年月日、55. 学齢簿保護者、56. 学齢簿保護者氏名、57. 学齢簿保護者住所、58. 学齢簿保護者続柄、59. 住民票番号、60. 宛番号、61. 世帯番号、62. 異動届番号、63. 住民票履歴番号、64. 個人履歴番号、65. 世帯識別、66. 世帯内順序、67. 異動情報異動年月日、68. 異動情報届出年月日、69. 異動情報異動事由、70. 異動情報異動理由、71. 異動情報異動区分、72. 異動情報通知区分、73. 住所情報管轄、74. 住所情報町丁、75. 住所情報小学校区、76. 住所情報中学校区、77. 住所情報投票区、78. 宛名方書住所、79. 宛名方書前住所、80. 宛名方書転出予定、81. 宛名方書転出確定、82. 発行禁止設定、83. 養護施設設定、84. 外字未作成設定、85. 適用、86. アルファベット氏名(外国人)、87. 漢字氏名(外国人)、88. 通称(外国人)、89. カタカナ表記(外国人)、90. 国籍・地域(外国人)、91. 30条45規定区分(外国人)、92. 在留資格(外国人)、93. 在留期間等年月日(外国人)、94. 外国人住民となった異動日、95. 外国人住民となった届出日、96. 外国人住民となった事由、97. 在留期間等の満了の日(外国人)、98. 在留カードなどの番号(外国人)、99. 特別永住者証交付日、100. 住居地の届出日(外国人)、101. 記載順序(外国人)、102. 通称(外国人)、103. 記載市町村名(外国人)、104. 記載年月日(外国人)、105. 削除市町村名(外国人)、106. 削除年月日(外国人)、107. 氏名(世帯員)、108. 生年月日(世帯員)、109. 年齢(世帯員)、110. 性別(世帯員)、111. 住基区分(世帯員)、112. 状態区分(世帯員)、113. 続柄(世帯員)、114. 住所(世帯員)、115. 警告情報、116. 付箋情報

### (2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番

### (3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字 外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約として、以下を定めている。 ・委託先において、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守する。 ・第三者への開示・公表及び配布の禁止、委託先自身において業務上知り得た情報の利用禁止。また、契約終了後についても同様とする。 ・契約終了後に、個人情報が記録された媒体及び複製物の返還・廃棄・消去をしなければならない。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・職員等は、職務の遂行において、次に掲げる法令のほか関係法令を遵守し、これに従うものとする。 ① 地方公務員法 ② 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 ③ 個人情報保護法 ・データ移転先が法的根拠等を判断した上でデータ利用依頼を移転元に行い、移転元の管理者の承認を得た上でデータの移転をする。 ・許可されたIDでのみアクセス権限が付与されるシステムとする。	
その他の措置の内容	・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リスト(※2)を情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施する。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。

<不適切な方法で提供されるリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

<誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

<その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作及び不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<その他のリスク及びそのリスクに対する中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分にしている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置する。</li> <li>・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入する。</li> <li>・OSには随時セキュリティパッチ適用を実施する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;業務システムの運用における措置&gt;</p> <p>①住民票5年経過対象情報の消去処理は、年間業務スケジュールで管理する。また、消去処理する場合は一定の時間をとって確認作業を行う。</p> <p>②住民基本台帳ファイルは定期的にデータのバックアップを行うとともに、不慮の事故や火災等によるき損、滅失を防ぐために、無停電電源装置等の付設や消火設備の完備、新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内にサーバー室を設置している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>		
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分にしている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な方法	<p>&lt;業務システムの運用における措置&gt;</p> <p>関係職員に対し、各人に必要な知識や技術の習得に資するための研修を実施する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。</p>	
10. その他のリスク対策		
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。</p> <p>②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>		

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出の窓口において届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>必要な情報以外を入手することを防止するための措置 平成14年6月10日総務省告示第334号（第6-7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。</li> <li>正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名システム等における措置 市町村CSと統合宛名システム間の接続は行わない。</li> <li>事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバー上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限のない者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>生体認証による操作者認証を行う。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索、又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従事者（委託先等）には、当該事項についての誓約書を提出させる。</li> <li>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製はできない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないように職員等に対し指導する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。</li> <li>統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない配置とする。</li> <li>本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。</li> <li>大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	機密保持契約として、以下を定めている。 ・第三者への提供・開示・漏えいの禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複製の禁止 ・契約終了後の返還・廃棄・消去 ・安全管理体制の整備・確保・報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法等関係法令に定められた事項についてのみ行う。 ・番号法及び住基法並びに個人情報保護法の規定に基づき、具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを整理した上で提供する。	
その他の措置の内容	・「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を適切に管理する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・不適切な方法で提供が行われるリスク 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p> <p>・誤った情報を提供してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</p> <p>・誤った相手に提供してしまうリスクへの措置 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p>		



### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 送付先情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出の窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。</li> <li>・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、送付先情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名システム等における措置 市町村CSと統合宛名システム間の接続は行わない。</li> <li>・事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバー上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限のない者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 行っている                                      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生体認証による操作者認証を行う。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索、又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従事者(委託先等)には、当該事項についての誓約書を提出させる。</li> <li>・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製はできない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないように職員等に対し指導する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり送付先情報を表示させない。</li> <li>・統合端末のディスプレイを来庁者から見えない配置とする。</li> <li>・送付先情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	機密保持契約として、以下を定めている。 ・第三者への提供・開示・漏えいの禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複製の禁止 ・契約終了後の返還・廃棄・消去 ・安全管理体制の整備・確保・報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法等関係法令に定められた事項についてのみ行う。 ・番号法及び住基法並びに個人情報保護法の規定に基づき、具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを整理した上で提供する。	
その他の措置の内容	・「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を適切に管理する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・不適切な方法で提供が行われるリスクへの措置 相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p> <p>・誤った情報を提供してしまうリスクへの措置 システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。</p> <p>・誤った相手に提供してしまうリスクへの措置 相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供は</p>		



## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話番号0134-32-4111 内線421
②請求方法	個人情報保護法及び小樽市個人情報保護法施行細則の規定に基づき、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話番号0134-32-4111 内線421
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年1月31日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I-6②所属長	戸籍住民課長 佐藤 正樹	戸籍住民課長 加賀 英幸	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成29年5月31日	I-6②所属長	戸籍住民課長 加賀 英幸	戸籍住民課長 本庄 秀行	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成29年12月1日	I-2システム3②システムの機能	4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能	4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能	事後	精査による。
平成29年12月1日	I-2システム3②システムの機能	7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能	7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能	事後	精査による。
平成29年12月1日	I-2システム3②システムの機能	10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能	10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能 11. 自己情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能 12. お知らせ機能 お知らせ情報提供対象へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能	事後	精査による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I-5②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	事後	法令の改正に伴う変更 法令上の根拠明示
平成29年12月1日	II(1)住民基本台帳ファイル - 2⑤保有開始日	平成27年6月を予定	平成27年6月	事後	確定
平成29年12月1日	II(1)住民基本台帳ファイル - 5 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(55)件 [○]移転を行っている(15)件	[○]提供を行っている(57)件 [○]移転を行っている(16)件	事後	法令の改正に伴う変更 組織改編に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル 5 移転先8	<p>福祉部 子育て支援課</p> <p>②移転先における用途            保育所入退所及び保育費負担金徴収事務、助産施設における助産の実施に関する事務、母子生活支援施設における保護の実施に関する事務、児童扶養手当の支給に関する事務、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務、特別児童扶養手当の受付に関する事務、児童手当又は特例給付の支給に関する事務、子どものための教育・保育給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 [ 1万人以上10万人未満 ]</p>	<p>福祉部 子育て支援室 こども育成課</p> <p>②移転先における用途            保育所入退所及び保育費負担金徴収事務、子どものための教育・保育給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施</p> <p>④移転する情報の対象となる本人の数 [ 1万人未満 ]</p>	事後	組織改編に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	II(1)住民基本台帳ファイル 5 移転先9～16	移転先9 (略) 移転先10 (略) 移転先11 (略) 移転先12 (略) 移転先13 (略) 移転先14 (略) 移転先15 (略) (移転先16 記載なし)	移転先9から移転先15までをそれぞれ移転先10から移転先16とし、移転先16を教育委員会学校教育支援室とする。また、移転先8の次に移転先9として、次のように加える。 福祉部 子育て支援室 こども福祉課 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項別表第1 ②移転先における用途 助産施設における助産の実施に関する事務、母子生活支援施設における保護の実施に関する事務、児童扶養手当の支給に関する事務、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務、特別児童扶養手当の受付に関する事務、児童手当又は特例給付の支給に関する事務 ③移転する情報 住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 [ 1万人以上10万人未満 ] ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 ⑥移転方法 [O]庁内連携システム ⑦時期・頻度 随時	事後	組織改編に伴う変更精査による。
平成29年12月1日	II(1)住民基本台帳ファイル 5 提供先1 別紙1 別表第2の項番 8の行	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	法令の改正に伴う変更
平成29年12月1日	II(1)住民基本台帳ファイル 5 提供先1 別紙1	(記載なし)	別表第2の項番 70の行の次に以下のように追加する。 (別表第2の項番の欄)74 (情報照会者の欄)市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。) (事務の欄)児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル 5 提供先1 別紙1	(記載なし)	別表第2の項番 84の行の次に以下のように追加する。 (別表第2の項番の欄)85の2 (情報照会者の欄)特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 (事務の欄)特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの	事後	法令の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル 6保管場所	<p>&lt;小樽市における措置&gt; 入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管し、サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証を必要としている。</p>	<p>&lt;小樽市における措置&gt; 特定個人情報とは外部のデータセンターに設置したサーバー内に保管しており、サーバー室への入室を厳重に管理する。 サーバーへのアクセスは、ID/パスワードと静脈による二要素の認証を必要とするネットワークへのアクセスを経たのち、更に別のID/パスワードによる認証を必要とする。</p>	事後	ネットワークのセキュリティ強化に伴う認証方法等の変更
平成29年12月1日	Ⅱ(2)本人確認情報ファイル 2⑤保有開始日	平成27年6月を予定	平成27年6月	事後	確定
平成29年12月1日	Ⅱ(3)送付先情報ファイル 2⑤保有開始日	平成27年10月を予定	平成27年10月	事後	確定
平成29年12月1日	Ⅲ(1)住民基本台帳ファイル 6リスク1 リスクに対する措置の内容	第19条第14号	第19条第15号	事後	法令の改正に伴う変更
平成29年12月1日	Ⅲ(1)住民基本台帳ファイル 10	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。 ②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 ③中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ④中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。 ⑤中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。 ②運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 ③中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事後	精査による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月15日	I-2システム4②システムの機能	4. 中間サーバーとの連携機能 中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能	4. 中間サーバーとの連携機能 中間サーバー、又は中間サーバー接続端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能	事後	精査による。
平成31年3月15日	I-2システム4③他のシステムとの接続 その他	中間サーバ	中間サーバー	事後	精査による。
平成31年3月15日	I-5②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	事後	精査による。
平成31年3月15日	I-6②所属長の役職名	戸籍住民課長 本庄 秀行	戸籍住民課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成31年3月15日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 3特定個人情報の入手・使用 ①入手元	国保年金課、後期高齢・福祉医療課、介護保険課、子育て支援課、学校教育課	国保年金課、後期高齢・福祉医療課、介護保険課、子育て支援室こども福祉課、学校教育支援室	事後	組織改編に伴う変更
平成31年3月15日	Ⅲ(1)住民基本台帳ファイル - 6リスク2 リスクに対する措置の内容	第19条第15号	第19条第16号	事後	法令の改正に伴う変更
令和1年11月5日	I-2システム2②システムの機能	4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	現行の仕様に合わせた変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月5日	I-4法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)	事後	法が施行されたことにより、当該部分を削除。
令和1年11月5日	I-5②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3	事後	法令の改正に伴う変更
令和1年11月5日	II(2)本人確認情報ファイル-3特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	現行の仕様に合わせた変更
令和1年11月5日	II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目(2)本人確認情報ファイル	1.(略)~36.(略)	1.(略)~36.(略)、37.旧氏 漢字、38.旧氏 外字数、39.旧氏 ふりがな、40.旧氏 外字変更連番	事後	法令の改正に伴う変更
令和1年11月5日	II(別添1)特定個人情報ファイル記録項目(3)送付先情報ファイル	1.(略)~61.(略)	1.(略)~61.(略)、62.旧氏 漢字、63.旧氏 外字数、64.旧氏 ふりがな、65.旧氏 外字変更連番、66.ローマ字 氏名、67.ローマ字 旧氏	事後	法令の改正に伴う変更
令和1年11月5日	III(3)送付先情報ファイル-7特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成・連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。	・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成・連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。	事後	現行の仕様に合わせた変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月31日	I-5②法令上の根拠	<p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3</p>	<p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第50条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3</p>	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年1月31日	II(1)住民基本台帳ファイル提供先1 別紙1	(記載なし)	<p>別表第2の項番 96の行の次に以下のように追加する。 (別表第2の項番の欄)97 (情報照会者の欄)都道府県知事又は保健所を設置する市の長 (事務の欄)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年1月31日	V-1①実施日	平成26年12月1日	令和2年1月31日	事後	特定個人情報保護評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月25日	I-1②事務の内容	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード・個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年5月25日	I-2システム2②システムの機能	7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年5月25日	II(1)住民基本台帳ファイル 3⑤使用方法	7. 住民基本台帳ネットワークシステム連携 本人確認情報の送信、個人番号の取得、符号の取得要求及び通知カード送付先情報の送信、転出情報の送信を行う。	7. 住民基本台帳ネットワークシステム連携 本人確認情報の送信、個人番号の取得、符号の取得要求及び個人番号通知書送付先情報の送信、転出情報の送信を行う。	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年5月25日	II(1)住民基本台帳ファイル 3⑤使用方法 情報の突合	・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード若しくは通知カードとその他本人確認書類で突合	・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード又は個人番号通知書とその他本人確認書類で突合	事後	法令の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月25日	II(3)送付先情報ファイル -2 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、併せて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 本市は、通知カード・個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 本市は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年5月25日	II(3)送付先情報ファイル -2 ④記録される項目 主な記録項目	[○]その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)	[○]その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年5月25日	II(3)送付先情報ファイル -2 ④記録される項目 その妥当性	・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード・個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年5月25日	II(3)送付先情報ファイル -3 ③使用目的	通知カード・個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年5月25日	II(3)送付先情報ファイル -3 ⑤使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード・個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法令の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月25日	Ⅱ(3)送付先情報ファイル -5 ①法令上の根拠	通知カード・個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年5月25日	Ⅱ(3)送付先情報ファイル -5 ②提供先における用途	市町村から通知カード・個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令の改正に伴う変更
令和2年5月25日	Ⅱ(3)送付先情報ファイル -5 ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する。以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	法令の改正に伴う変更
令和3年11月2日	I-5②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第50条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の3、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3</p>	事後	法令改正による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 2 ④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	[100項目以上]	事後	精査による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 3 ①入手元	国保年金課、後期高齢・福祉医療課、介護保険課、子育て支援室こども福祉課、学校教育支援室	保険年金課、介護保険課、こども福祉課、学校教育支援室	事後	組織改革による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 5 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(57)件 [○]移転を行っている(16)件	[○]提供を行っている(58)件 [○]移転を行っている(15)件	事後	法令改正及び組織改革による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 5 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別表1参照)	番号法第19条第8号及び別表第2に定める情報照会者(別表1参照)	事後	法令改正による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 5 提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号 別表第2	事後	法令改正による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 5 移転先4	医療保険部 国保年金課	福祉保険部 保険年金課	事後	組織改革による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 5 移転先4②移転先における用途	国民健康保険関係事務、中国残留邦人等に対する一時金関係事務、特定障害給付金関係事務	国民健康保険関係事務、中国残留邦人等に対する一時金関係事務、特定障害給付金関係事務、後期高齢者医療制度関係事務	事後	組織改革による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 5 移転先5	医療保険部 介護保険課	福祉保険部 介護保険課	事後	組織改革による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 5 移転先6～8(変更前)、移転先6、7(変更後)	移転先6 医療保険部 後期高齢・医療福祉課 移転先7 医療保険部 保険収納課 移転先8 福祉部 子育て支援室 こども育成課	移転先6を削り、移転先7医療保険部 保険収納課を移転先6福祉保険部 保険収納課とし、移転先8福祉部 子育て支援室 こども育成課を移転先7こども未来部 子育て支援課とする。 (削除) 移転先6 福祉保険部 保険収納課 移転先7 こども未来部 子育て支援課	事後	組織改革による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル 5 移転先9(変更前)、移転先8 (変更後)	移転先9 福祉部 子育て支援室 こども福祉課	移転先8 こども未来部 こども福祉課	事後	組織改革による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル 5 移転先8(変更後)②移転先における用途	助産施設における助産の実施に関する事務、母子生活支援施設における保護の実施に関する事務、児童扶養手当の支給に関する事務、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務、特別児童扶養手当の受付に関する事務、児童手当又は特例給付の支給に関する事務	助産施設における助産の実施に関する事務、母子生活支援施設における保護の実施に関する事務、児童扶養手当の支給に関する事務、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務、特別児童扶養手当の受付に関する事務、児童手当又は特例給付の支給に関する事務、福祉医療の助成に関する事務	事後	組織改革による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル 5 移転先9(変更後)	(記載なし)	移転先8(変更後)の次に移転先9として、次のように加える。 こども未来部 こども家庭課 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第1 ②移転先における用途 新生児の保健指導、妊産婦の保健指導、未熟児の訪問指導、妊娠届出事務、母子健康手帳交付事務、低体重児届出事務 ③移転する情報 住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 [ 1万人未満 ] ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 「2.③対象となる本人の範囲」と同じ。 ⑥移転方法 [○]庁内連携システム ⑦時期・頻度 随時	事後	組織改革による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル 5 移転先10	福祉部 地域福祉課	福祉保険部 福祉総合相談室	事後	組織改革による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル 5 移転先10②移転先における用途	養護老人ホーム措置事務、養護老人ホーム措置事務、養護老人ホーム措置費負担金徴収事務、生活保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収	養護老人ホーム措置事務、養護老人ホーム措置費負担金徴収事務、生活保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収、障害児福祉サービス支給関係事務、身体障害者手帳関係事務、特別障害者手当関係事務、自立支援給付関係事務、地域生活支援事業関係事務	事後	組織改革及び精査による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 5 移転先 11~13(変更前)、移転先 11、12(変更後)	移転先 11 福祉部 障害福祉課 移転先 12 福祉部 生活支援第1課、生活支援第2課 移転先 13 建設部 建築住宅課	移転先 11を削り、移転先 12福祉部 生活支援第1課、生活支援第2課を移転先 11福祉保険部 生活支援第1課、生活支援第2課とし、移転先 13を移転先 12とする。  (削除) 移転先 11 福祉保険部 生活支援第1課、生活支援第2課 移転先 12 建設部 建築住宅課	事後	組織改革による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 5 移転先 14(変更前)、移転先 13(変更後)	移転先 14 保健所 健康増進課	移転先 13 保健所 健康増進課	事後	組織改革による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 5 移転先 13(変更後)②移転先における用途	健康相談事務、訪問指導事務、保健指導、新生児の保健指導、健康診査、妊産婦の保健指導、未熟児の訪問指導	健康相談事務、訪問指導事務、保健指導、健康診査	事後	組織改革による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 5 移転先 15(変更前)、移転先 14(変更後)	移転先 15 保健所 保健総務課	移転先 14 保健所 保健総務課	事後	組織改革による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 5 移転先 14(変更後)②移転先における用途	予防接種業務、健康増進事業、妊娠届出事務、母子健康手帳交付事務、低体重児届出事務、養育医療関係事務、感染症法による勧告及び公費負担事務	予防接種業務、健康増進事業、養育医療関係事務、感染症法による勧告及び公費負担事務	事後	組織改革による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 5 移転先 16(変更前)、移転先 15(変更後)	移転先 16 教育委員会 学校教育支援室	移転先 15 教育委員会 学校教育支援室	事後	組織改革による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 5 提供先 1 別紙 1	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者及び事務	(別紙1) 番号法第19条第8号及び別表第2に定める情報照会者及び事務	事後	法令改正による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 5 提供先 1 別紙 1 別表第2の項番 21の行	(情報照会者の欄)厚生労働大臣 (事務の欄)身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	法令改正による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 5 提供先1 別紙1 別表第2の項番 77の行	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 5 提供先1 別紙1 別表第2の項番 106の行	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 5 提供先1 別紙1	(記載なし)	別表第2の項番 106の行の次に以下のように追加する。 (別表第2の項番の欄)107 (情報照会者の欄)厚生労働大臣 (事務の欄)特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正による。
令和3年11月2日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル - 5 提供先1 別紙1 別表第2の項番 116の行	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正による。
令和3年11月2日	Ⅱ(3)送付先情報ファイル -2 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 本市は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。	事後	法令改正による。
令和3年11月2日	Ⅱ(3)送付先情報ファイル -2 ④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	[50項目以上100項目未満]	事後	精査による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月2日	II(3)送付先情報ファイル -2 ④記録される項目 その妥当性	<p>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</p> <p>・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</p>	<p>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</p> <p>・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</p>	事後	法令改正による。
令和3年11月2日	II(3)送付先情報ファイル -3 ③使用目的	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法令改正による。
令和3年11月2日	II(3)送付先情報ファイル -3 ⑤使用方法	<p>・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。</p>	<p>・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。</p>	事後	法令改正による。
令和3年11月2日	II(3)送付先情報ファイル -5 ①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	法令改正による。
令和3年11月2日	II(3)送付先情報ファイル -5 ②提供先における用途	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令改正による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月2日	Ⅲ(1)住民基本台帳ファイル-6 リスク2 リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報を選択したもの。	(※2) 番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法令改正による。
令和5年2月28日	I-1 ②事務の概要	⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪情報提供ネットワークシステムを利用した住民票情報の提供(住民票の写し等のコンビニ交付に関する事務) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事前	新規事業(証明書のコンビニ交付)を開始するため
令和5年2月28日	I-2システム5 ①システムの名称	(記載なし)	コンビニ交付システム	事前	新規事業(証明書のコンビニ交付)を開始するため
令和5年2月28日	I-2システム5 ②システムの機能	(記載なし)	1. 既存システムとの連携機能 既存住民基本台帳システムから証明書情報を連携する機能 2. コンビニ交付機能 証明書交付センターからの要求に回答して証明書自動応答を行う機能	事前	新規事業(証明書のコンビニ交付)を開始するため
令和5年2月28日	I-2システム5 ③他のシステムとの接続	(記載なし)	[ ○ ]既存住民基本台帳システム	事前	新規事業(証明書のコンビニ交付)を開始するため
令和5年4月3日	Ⅲ(1)住民基本台帳ファイル-4規定の内容	・委託先において、小樽市個人情報保護条例を始めとする個人情報保護に関する法令等を順守する。	・委託先において、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守する。	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月3日	Ⅲ(1)住民基本台帳ファイル-5ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員等は、職務の遂行において、次に掲げる法令のほか関係法令を遵守し、これに従うものとする。</li> <li>① 地方公務員法</li> <li>② 不正アクセス行為の禁止等に関する法律</li> <li>③ 個人情報の保護に関する法律</li> <li>④ 小樽市個人情報保護条例</li> <li>・データ移転先が法的根拠等を判断した上でデータ利用依頼を移転元に行い、移転元の管理者の承認を得た上でデータの移転をする。</li> <li>・許可されたIDでのみアクセス権限が付与されるシステムとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員等は、職務の遂行において、次に掲げる法令のほか関係法令を遵守し、これに従うものとする。</li> <li>① 地方公務員法</li> <li>② 不正アクセス行為の禁止等に関する法律</li> <li>③ 個人情報保護法</li> <li>・データ移転先が法的根拠等を判断した上でデータ利用依頼を移転元に行い、移転元の管理者の承認を得た上でデータの移転をする。</li> <li>・許可されたIDでのみアクセス権限が付与されるシステムとする。</li> </ul>	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。
令和5年4月3日	Ⅲ(2)本人確認情報ファイル-5ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法及び住基法並びに小樽市個人情報保護条例の規定に基づき、具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを整理した上で提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法及び住基法並びに個人情報保護法の規定に基づき、具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを整理した上で提供する。</li> </ul>	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。
令和5年4月3日	Ⅲ(3)送付先情報ファイル-5ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法及び住基法並びに小樽市個人情報保護条例の規定に基づき、具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを整理した上で提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法及び住基法並びに個人情報保護法の規定に基づき、具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを整理した上で提供する。</li> </ul>	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。
令和5年4月3日	Ⅳ-1②請求方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>小樽市個人情報保護条例及び同条例施行規則の規定に基づき、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護法及び小樽市個人情報保護法施行細則の規定に基づき、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。</li> </ul>	事後	個人情報保護法の地方公共団体への適用による。